

沼津市議会議員及び沼津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部改正について

沼津市議会議員及び沼津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年9月12日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

沼津市議会議員及び沼津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

沼津市議会議員及び沼津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の沼津市議会議員及び沼津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される沼津市議会議員及び沼津市長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された沼津市議会議員及び沼津市長の選挙については、なお従前の例による。

「提案理由」

公職選挙法施行令の一部改正に倣い、沼津市議会議員及び沼津市長の選挙における選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるものである。